

課程博士学位申請 指導教員マニュアル

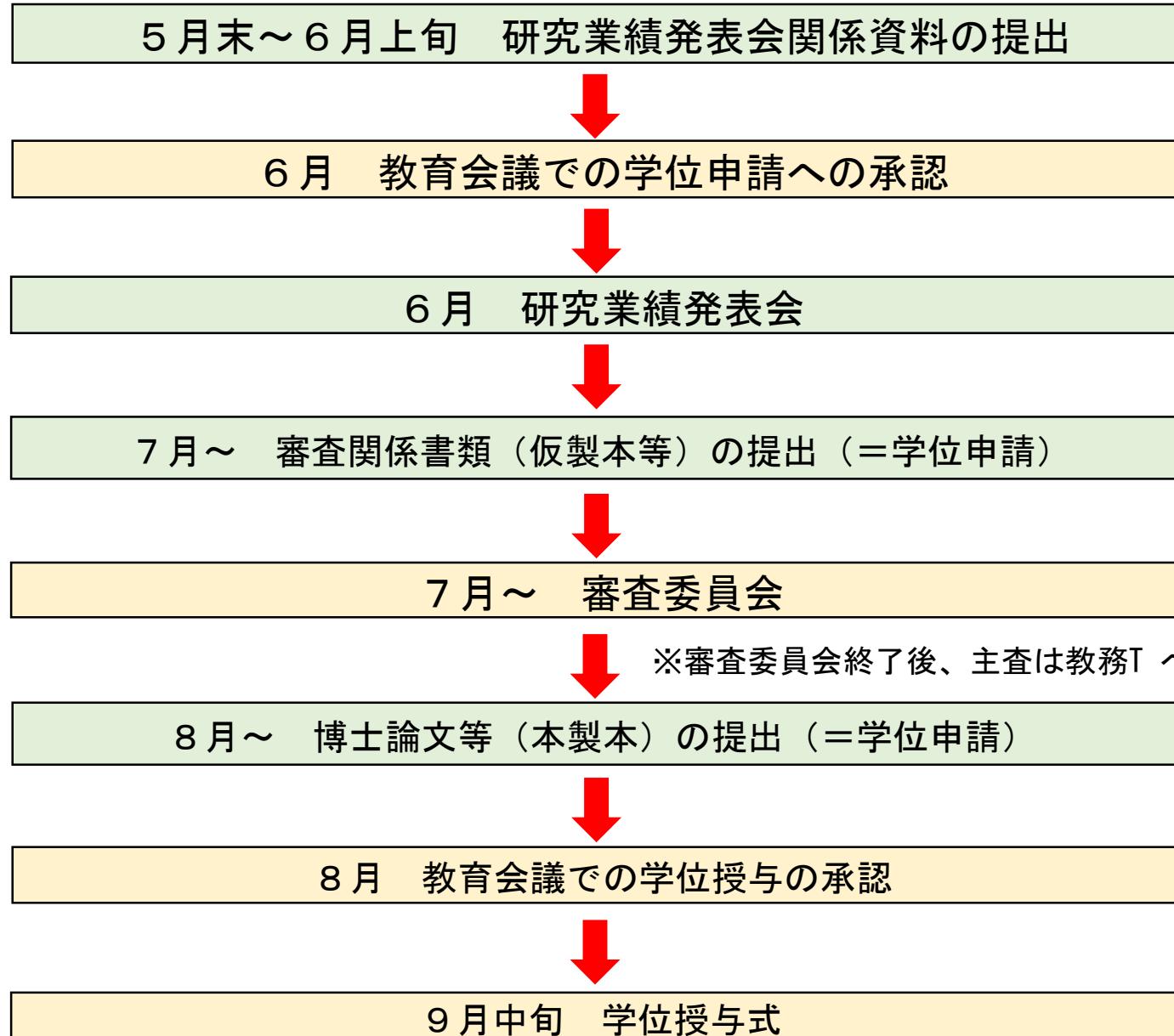
R1. 6. 1版

※内部資料（取扱注意）

(1) 全体の流れ

- ①研究業績発表会関係資料の提出 【教務T→申請希望者】
- ②教育会議での研究業績発表会の承認
- ③研究業績発表会（＝学位申請前の予備審査）
- ④審査関係書類（仮製本等）の提出（＝学位申請）
【申請希望者→教務T】
- ⑤審査委員会【主査＋副査→申請希望者】
- ⑥博士論文等（本製本）の提出【申請希望者→教務T】
- ⑦教育会議での学位授与の承認
- ⑧学位記授与式

スケジュールイメージ（9月修了）



スケジュールイメージ（3月修了）



①研究業績発表会関係資料の提出 ②教育会議での学位申請への承認

博士学位申請希望者は論文紹介申込書（3月修了者以外）、研究業績発表要旨、論文題目を教務Tへ提出します。案内は教務Tより各教室宛てにメール送付されますので、必ず該当学生へ転送の上周知して下さい。書類提出に基づき、教育会議での学位申請への承認が諮られます。

なお、外部審査委員がいる場合も事前に教育会議に諮られます。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文の予備審査に関する内規

第4条 研究業績の発表を行う者は、指導教員の許可を得て、本研究科所定の用紙に論文要旨を記載のうえ、指定の期日までに提出するものとする。

2 研究業績の発表を終了した者の論文提出の可否については、教育会議の議を経て決定する。

（予備審査への参加・傍聴）

第8条 予備審査（研究業績発表会、論文紹介）には、本研究科担当教員が参加することを原則とするが、審査のために必要があると認めるときは、教育会議において審議の上、本研究科以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を参加させることができる。

③研究業績発表会（＝学位申請前の予備審査）

9月修了予定者は6月、3月修了予定者は12月の所定の日時に研究業績発表会を行います。合わせて要旨集を刊行しています（※9月は行っていません。）

主査は発表会後速やかに副査を教務Tへお知らせ下さい。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

第6条 審査委員会は、本研究科担当教員5名以上で組織する。

2 課程博士申請者に係る審査委員会の委員は、専攻長が当該専攻及び特に関係のある他の専攻所属の教員の中から選定推薦し、教育会議の議を経て、決定する。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、審査のため必要があると認めるとときは、教育会議の議を経て、本研究科以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を審査委員会の委員として加えることができる。ただし、第1項に規定する5名には含めない。

5 学位申請者の親族等については、審査委員会の委員とすることができない。

6 審査委員会の委員の変更が必要なときは、教育会議の議を経て、本研究科担当教員の中から委員を変更することができる。

④審査関係書類（仮製本等）の提出（＝学位申請）

発表を終えた者は審査関係書類を期日までに教務Tへ提出し学位申請を行います。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

第4条 予備審査の結果、学位論文の提出を可と判定された者は、予備審査の日から起算して1年以内に学位申請手続を行うことを原則とする。

2 本研究科博士後期課程又は薬学博士課程（以下「博士課程」という。）を修了しようとする者、及び所定の修業年限以上在学し所要の単位を修得したのみで退学した者で退学後3年以内に博士の学位の授与を申請する者（以下「課程博士申請者」という。）の学位論文等の提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学位論文
- (2) 論文の内容の要旨
- (3) 論文目録
- (4) 履歴書
- (5) 宣誓書
- (6) その他必要なもの

⑤審査委員会（1）

修了予定者から審査関係書類が提出されたら、主査へ副査分も含めた審査用書類が渡されますので、審査を行って下さい。審査委員会では、試問による論文試験を行います。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

第7条 審査委員会の委員は、互選により主査1名を選び、論文の審査及び次の事項を取り扱うものとする。

- (1) 課程博士申請者に対しては、最終試験
(最終試験・論文試験)

第8条 課程博士申請者に対する最終試験及び論文博士申請者に対する論文試験（以下「試験」という。）は、論文の内容及びその関連事項について試問を行う。

- 2 試験の結果の判定評価は、合格又は不合格とする。

⑤審査委員会（2）

審査委員会後、主査は教務Tへ下記必要書類をご提出の上審査結果をご報告下さい。

- ①論文の内容の要旨 3部
 - ②履歴書・論文目録 3部
 - ③宣誓書 1部

※剽窃ソフト確認欄記入済のもの

- ④審査委員会報告書 1部
 - ⑤審査の結果の要旨
1部 + PDFファイル
 - ⑥最終試験の結果の要旨 1部

論文の内容の要旨
論文題目 ○○○○○
(○○○○○○○○○○)
氏名 東京 太郎
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○

審査委員会報告書				[調査主題]
4	審査年月日	提出年月日	承認年月日	
	審査員	監修者	監修者	監修者資料
中間の補助	博士(薬科学)	博士(薬科)	監修者	
止むを得な れ	先生	先生	先生	
論文題目				
全論文の枚数	1冊			
	(株名)	(氏名)	(印)	
審査委員会員	主査 東京大学 副査 東京大学 副査 東京大学 副査 東京大学 副査 東京大学			
論文の内容の要旨	別紙1 別紙2 別紙3 別紙4 別紙5 別紙6			
審査意見	審査は、本論文は、論理的、論述上、薬理学的に十分である。 外観的、実験的記述は、必ずしも正確である。 図表は、外観的の記述する。			
(注)	1. 本報告書は、本論文の提出時に必ずしも必要とする。 2. 本報告書は、本論文の提出時に必ずしも必要とする。 3. 国際会議、外國への記述する。			

5

審査の結果の要旨
氏名 ○○ ○○

試験の要旨

氏名 ○○○

論文提出者 ○○○に面接し、論文の内容及び関連事項について
種々試験を行った結果、_____と判定した。

上記 ○○○は博士(薬科学 or 薬学)の学位を受けるに充分な能力を有する者と認めめた。

- ⑥博士論文等（本製本）の提出
- ⑦教育会議での学位授与の承認
- ⑧学位記授与式

修了予定者は審査会を経て最終的な博士論文等（本製本）を教務Tへ提出します。

次の教育会議にて学位授与の承認についてお諮りし、学位授与に関して合格となった場合、修了が決定し、学位記授与式が執り行われます。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

第14条 審査委員会の主査又は指名を受けた委員は、教育会議における学位論文の審議に出席し、審査に係る内容及び結果を報告するものとする。
(教育会議の審議)

第15条 教育会議は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議する。

【補足資料】

満期退学（＝単位取得済退学）について

研究業績発表会（＝予備審査）を行って満期退学した場合、発表の日から1年以内に学位申請を行えば修了可能です。発表を行わずに満期退学した場合は、退学後3年以内に発表を終えて学位申請を行えば修了可能です。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

第4条 予備審査の結果、学位論文の提出を可と判定された者は、予備審査の日から起算して1年以内に学位申請手続を行うことを原則とする。

2 本研究科博士後期課程又は薬学博士課程（以下「博士課程」という。）を修了しようとする者、及び所定の修業年限以上在学し所要の単位を修得したのみで退学した者で退学後3年以内に博士の学位の授与を申請する者（以下「課程博士申請者」という。）の学位論文等の提出書類は、次の各号のとおりとする。（以下略）

【補足資料】

社会人事前予備審査について（1）

社会人学生の場合、研究業績発表会（＝予備審査）の前に事前予備審査を受けることを原則としています。

【参考】

東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文の予備審査に関する内規
東京大学大学院薬学系研究科における博士の学位論文審査に関する内規

（事前の審査）

第2条 社会人特別選抜により入学した者が予備審査を受ける場合は、予備審査を受ける前に、本研究科担当教員による事前の審査を受けることを原則とする。

第5条

3 課程博士申請者のうち社会人特別選抜により入学した者、及び論文博士申請者に係る論文は、その論文内容の主たる部分が査読のある英文論文として2報以上公表（in press を含む。）されていることを原則とする。

ただし、原則から外れている場合は、教育会議において別途協議する。

【補足資料】

社会人事前予備審査について（2）

学位申請者の要件は以下の通りです。

【参考】

課程博士の学位論文に関する「事前予備審査」のガイドライン

【事前予備審査会時点における学位申請者の要件】

- (1) 社会人入学者の学位申請者は、事前予備審査会（以下「審査会」という。）の時点で、その論文内容の主たる部分が査読のある英文原著論文として2報以上の公表が見込まれることを原則とする。〔優れた論文であれば、1報でも発表を可とする場合がある。〕
- (2) 社会人入学者であっても、英文原著論文2報の公表が確定しており、かつ指導教員が充分な業績が得られていると判断した場合は、教務委員長と協議の上、教育会議の承認を得て、事前予備審査を免除することができる。
- (3) 社会人入学者でない学位申請者においても、指導教員が審査のために必要があると判断した場合は、教務委員長と協議の上、教育会議の承認を得て、事前予備審査の対象に含めることができる。